

○平成 30 年度環境保全型農業直接支払交付金鹿行地域 GAP 研修会が開催されました

7月6日（金）、銚田合同庁舎大会議室において、平成30年度環境保全型農業直接支払交付金鹿行地域GAP研修会が開催され、一般農業者22名を含む48名が参加しました。

環境保全型農業直接支払交付金は、今年度から国際水準GAPの取組をすることが要件とされ、食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・経営管理の5項目について研修が義務化されました。

今回の研修会では、NPO法人農業支援センターの富田浩司氏を講師に迎え、「有機農業におけるGAPの概要と具体例」という演題で、上記5項目についての講義が行われました。

環境保全型農業直接支払交付金については、詳しくは県ホームページ「環境保全型農業（エコ農業）」(<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/sansin/eco/contents01.html>)をご覧ください。

<GAPとは>

GAPとは「Good Agricultural Practice」の略で、直訳すると「良い農業のやり方」となります。食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・経営管理の全てに配慮した持続的な農業経営をすることを意味しています。



研修会の様子